株式会社　うかい　定　款

第１章　総　　則

（商　号）

第１条　　当会社は、株式会社うかいと称し、英文では、
ＵＫＡＩ　ＣＯ.,　ＬＴＤ.と表示する。

（目　的）

第２条　　当会社は、下記の事業を営むことを目的とする。

（１）料理、飲食店の経営
（２）旅館業
（３）食料品の仕入れおよび販売
（４）不動産の賃貸および管理
（５）絵画および美術工芸品の輸出入販売
（６）美術館の経営および美術工芸品の展示場の企画運営
（７）宝石、時計、貴金属製品、皮革製品および装身具の輸出入販売
（８）損害保険の代理店業務
（９）生命保険の募集に関する業務
（10）酒類の仕入れおよび販売
（11）食品の製造、加工および販売
（12）インターネット等を利用した通信販売
（13）労働者派遣事業
（14）前記各号に関連する業務のコンサルティングおよび業務受託
（15）前記各号に付帯する一切の業務

（本店の所在地）

第３条　　当会社は、本店を東京都八王子市に置く。

（公告の方法）

第４条　　当会社の公告は、電子公告とする。
ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による広告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

（機関）

第５条　　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

（１）取締役会

（２）監査役

（３）監査役会

（４）会計監査人

第２章　株　　式

（発行可能株式総数）

第６条　　当会社の発行可能株式総数は、18,240,000 株とする。

（自己株式の取得）

第７条　　当会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

（単元株式数）

第８条　　当会社の単元株式数は、100 株とする。

（単元未満株式についての権利）

第９条　　当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

（１）会社法第 189 条第２項各号に掲げる権利

（２）会社法第 166 条第１項の規定による請求をする権利

（３）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

（株主名簿管理人）

第１０条　　当会社は、株主名簿管理人を置く。

２．株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

３．当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取り扱わない。

（株式取扱規程）

第１１条　　当会社の株主権行使の手続きその他株式および新株予約権に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規程による。

第3章　株　主　総　会

（定時株主総会の基準日）

第１２条　　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年３月 31 日とする。

（招集時期）

第１３条　　当会社の定時株主総会は、毎年６月に招集し、臨時株主総会は、必要のある場合に、随時これを招集する。

（招集権者および議長）

第１４条　　株主総会は、取締役社長が招集し、議長となる。

２．取締役社長に事故あるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。

（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

第１５条　　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

（決議の方法）

第１６条　　株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。

２．会社法第 309 条第２項の規定によるべき決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもってこれを行う。

（議決権の代理行使）

第１７条　　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合は、総会毎に、代理権を証する書面を提出しなければならない。

（議事録）

第１８条　　株主総会の議事録は、議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項を議事録に記載または記録する。

第４章　取締役および取締役会

（取締役の員数および選任方法）

第１９条　　当会社の取締役は１２名以内とし、株主総会で選任する。

２．取締役の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（累積投票の排除）

第２０条　　取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

（取締役の任期）

第２１条　　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

（代表取締役）

第２２条　　取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

（役付取締役）

第２３条　　取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長を各１名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名をおくことができる。

（取締役会の招集権者および議長）

第２４条　　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

２．取締役社長に事故あるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。

（取締役会の招集手続）

第２５条　　取締役会を招集するときは、会日から３日前までに、各取締役および各監査役に対してその通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

２．取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議）

第２６条　　取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれを行う。

（取締役会の決議の省略）

第２７条　　当会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役会の議事録）

第２８条　　取締役会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項を記載し、議長ならびに出席した取締役および監査役がこれに記名押印する。

（取締役の報酬等）

第２９条　　取締役の報酬、賞与ならびに退職慰労金その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

（顧問および相談役）

第３０条　　取締役会は、その決議をもって顧問および相談役各若干名を選任することができる。

（取締役会規程）

第３１条　　取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（社外取締役の責任免除）

第３２条　　当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任に関し、法令が規定する最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。

第 5 章　監査役および監査役会

（監査役の員数および選任方法）

第３３条　　当会社の監査役は、４名以内とし、株主総会で選任する。

２．監査役の選任の決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（監査役の任期）

第３４条　　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

２．任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（常勤監査役）

第３５条　　監査役会は、その決議によって、常勤監査役を選任する。

（監査役会の招集手続）

第３６条　　監査役会を招集するときは、会日から３日前までにその通知を発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。

２．監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

（監査役会の決議）

第３７条　　監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。

（監査役会の議事録）

第３８条　　監査役会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項を記載し、出席した監査役がこれに記名押印する。

（監査役会規程）

第３９条　　監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

（監査役の報酬等）

第４０条　　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

（監査役の責任免除）

第４１条　　当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

２．当会社は、会社法第 427 条第1項の規定により、監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任に関し、法令が規定する最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。

第６章　計　　算

（事業年度）

第４２条　　当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月 31 日までの１年とする。

（剰余金の配当の基準日）

第４３条　　当会社の期末配当の基準日は、毎年３月 31 日とする。

（中間配当）

第４４条　　当会社は、毎年９月 30 日を基準日として、取締役会の決議によって中間配当を行うことができる。

（除斥期間）

第４５条　　配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満３年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

（附則）

本定款は、令和３年６月 25 日に改定施行する。